



平成 30 年 11 月 22 日

一宮市長 中野 正康 様

一宮市特別職報酬等審議会

会長 豊島 半七

一宮市議会議員の報酬月額及び

一宮市特別職の給料月額について（答申）

平成 30 年 10 月 3 日付け 30 一宮人事発第 18 号で諮問のあった一宮市議会議員の報酬月額及び一宮市特別職の給料月額について、一宮市特別職報酬等審議会設置条例（昭和 39 年一宮市条例第 46 号）第 9 条の規定により次のとおり答申する。

1 主 文

一宮市議会議長、副議長及び議員の報酬月額並びに市長及び副市長の給料月額については、現行の額を据え置くことが適当である。

2 審議経過

第 1 回審議会 平成 30 年 10 月 3 日開催

第 2 回審議会 平成 30 年 11 月 1 日開催

3 答申に当たった考え方

本審議会は、平成 30 年 10 月 3 日に設置され、市長から諮問を受けた市議会議長、副議長及び議員の報酬月額並びに市長及び副市長の給料月額について、2 回にわたり審議会を開催した。

審議にあたっては、消費税率引上げなど今後の社会経済状況を考察するとともに、最近の人事院勧告の内容や、本市の財政状況、一般職の給与、



県内各市や全国の同規模都市の報酬月額及び給料月額を斟酌し、各委員とも十分に意見を交換し、慎重に意見を重ねた。

議論を進めていく中で、県内外の同規模市と比較すると本市の議員報酬が低いという現状から、議員の士気を上げ、県内第4番目の人口を有する都市にふさわしい報酬にするためにも引き上げた方がよいという意見もあったが、本市の財政力指数が県内各市の中では下位であることに加え、近年の人事院勧告による職員の給料引上げ幅がわずかであること及び現時点で、消費税率引上げに伴う今後の経済状況の見通しが立てづらいことを考慮すると、現段階で適正な金額を見出すことが難しいとの意見で一致し、据え置くことが妥当であるとの結論に達し、今回の答申に至ったものである。

4 付帯意見

現時点では、来年秋に予定されている消費税率引上げ後の経済状況の見通しがたたないため、来年秋に再度当審議会を開催することを望む。また、現在、慣例により4年に1回の間隔で審議会を開催しているところであるが、4年間で経済情勢はめまぐるしく変化していくため、今後は開催間隔を原則2年ごととし、必要がある場合は、随時開催することを望む。

5 おわりに

本市が、県内4番目の人口を有する都市として、また、2021年に移行を目指す中核市にふさわしい都市として果たすべき役割と責任はますます重要になっている。今後もより一層質の高い行政運営を推進していく必要があるため、議員並びに市長、副市長に対し、今後の一宮市の発展と市民サービス向上のためにもなお一層のご尽力を期待してやまないものである。



一宮市特別職報酬等審議会委員

会 長	豊 島 半 七
会長職務代理者	牛 田 幸 夫
委 員	太 田 一 弘
	河 村 正 夫
	稻 垣 敏 志
	木 村 孚 男
	伊 藤 俊 彦
	土 川 ますみ
	岡 西 美 子
	伊 藤 雅 淑